

いわき市風力発電関連産業参入等促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地元企業の風力発電関連産業への新規参入及び同産業での事業拡大を促進するため、地元企業が、風力発電関連産業への新規参入等を目指し、その従業員に行う人材育成の取組みを支援する風力発電関連産業参入等促進支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 風力発電関連産業 風力発電に関連する設備等の製造及び保守管理等の業務をいう。
- (2) 地元企業 市内に本店又は支店等が所在する企業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象となる業種及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が経営又は運営に携わる団体等を除く。）であって、風力発電関連産業への新規参入又は同産業での事業拡大を計画している企業をいう。
- (3) 資格等 別表に掲げるものをいう。
- (4) 補助事業等 本補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (5) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱において補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税を滞納していない地元企業とする。

(補助対象経費)

第4条 この要綱において補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、資格等の取得等に必要な経費で、かつ次の各号のすべてに該当する

ものとする。

(1) 補助対象者が策定する事業計画書（第2号様式）に基づき実施された事業の経費

(2) 補助対象者が雇用する従業員に資格等を取得等させるために補助対象者が最終的に負担することとなる経費のうち、受講料、教材費その他市長が認めるもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付限度額は、従業員一人につき15万円、一補助対象者につき60万円とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が別に定める日までにいわき市風力発電関連産業参入等促進支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 定款又は規約の写し

(3) 登記事項証明書

(4) 申請時における過去1年間の経営状況を証する書類

(5) 市税の納税証明書

(6) 補助対象経費の内容及び金額を確認できる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、いわき市風力発電関連産業参入等促進支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請をした者に通知する。

（事業計画変更の承認）

第8条 補助事業者等は、補助事業等の計画を変更しようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくいわき市風力発

電関連産業参入等促進支援事業補助金変更（中止・廃止）申請書（第４号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２ 市長は、前項の申請があったときは、その内容を調査し、当該申請が適当であると認めたときは、速やかに承認の決定をし、いわき市風力発電関連産業参入等促進支援事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（第５号様式）により、申請をした者に通知する。

（着手届及び完了届の省略）

第９条 規則第１０条に規定する着手届及び完了届の提出は、省略するものとする。

（補助金の交付請求時期）

第１０条 規則第１１条に規定する補助金の交付請求は、第１２条の規定により、交付すべき補助金の額が確定した後に行うものとする。

（実績報告）

第１１条 補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その事業が完了した日から起算して１５日を経過する日又は第７条の規定による交付決定の日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、いわき市風力発電関連産業参入等促進支援事業補助金実績報告書（第６号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（第７号様式）
- (2) 補助対象経費の支出額を確認できる書類
- (3) 資格等の取得等を証する書類

（補助金の額の確定等）

第１２条 市長は、前条の規定より実績報告を受けた場合は、当該実績報告に係る書類の審査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、いわき市風力発電関連産業参入等促進支援事業補助金確定通知書（第８号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第１３条 補助金の交付請求をしようとする者は、前条の規定による通知があった後、速やかに、いわき市風力発電関連産業参入等促進支援事業補助金交付請求

書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から実施する。

別表（第2条関係）

資格等
(1) G W O（Global Wind Organisation）の訓練等
(2) 風車メーカー及び認証機関等が実施する風力発電設備のメンテナンスに係る研修及び訓練等
(3) A P Q P 4 W i n dに係る研修及び訓練等
(4) その他市長が前各号の研修及び訓練等と同等であると認めるもの